

低圧電気供給実施要綱 低圧従量電灯 B（東北エリア）

令和3年9月1日 実施

KATSU-DEN

葛尾創生電力株式会社

KATSURAO ELECTRIC POWER

低圧電気供給実施要綱
低圧従量電灯B（東北エリア）
目 次

I 本 則	1
1 適用条件	1
2 契約期間	1
3 供給電気方式および供給電圧	1
4 契約電流	1
5 料 金	1
6 そ の 他	2
II 実施細目	4
適用条件	4
附 則	4
別 表	4

I 本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること

ロ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること

(2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。

ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の低圧電気供給実施要綱に規定する需給契約に変更することはできません。

3 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 契約電流

(1) 契約電流は、標準約款14（契約電流、契約電力および契約容量）(1)により定めます。

(2) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかといたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合

計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が31,400円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	330円00銭
契約電流15アンペア	495円00銭
契約電流20アンペア	660円00銭
契約電流30アンペア	990円00銭
契約電流40アンペア	1320円00銭
契約電流50アンペア	1650円00銭
契約電流60アンペア	1980円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円30銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円90銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1ヶ月の料金は、次の最低月額料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 261円80銭

6 その他

- (1) 当社は、標準約款21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）による

ものといたします。

II 実施細目

適用条件

この実施要綱から他の低圧電気供給実施要綱に規定する需給契約に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

附 則

実施期日

この実施要綱は、令和3年9月1日から実施いたします。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

1 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

2 標準約款20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$1\text{の} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

3 1に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

4 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の1および2の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間等の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数といたします。

(2) 暦日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期の属する月の日数といたします。